

令和2年 第1回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年1月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和2年1月27日 午後1時30分 令和2年1月27日 午後2時00分			議長 京谷 常美 議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 11名 欠席 3名 ○＝出席 ×＝欠席	仮議席番号	氏 名	出席	仮議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	×	10	小林 忍	×
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	×
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	7 番	田中 利一		8 番	大西 俊則	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 八 子 和 行		事務局員 村 上 友 和	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R2.1.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会 日程 1 会議録署名委員 日程 2 会期の決定 日程 3 議案 1	議長	ただいまより、令和 2 年第 1 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 11 名でございます。
		本日の欠席委員は、1 番の塩野谷幸一委員、10 番の小林忍委員、11 番の小山隆顕委員の 3 名でございます。
	議長	したがって、総会は成立いたします。
		日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、7 番の田中利一委員及び 8 番の大西俊則委員をお願いいたします。
	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
	議長	議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 1 番から 5 番の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。
		（議案朗読により、説明）
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 1 番から 5 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 1 番から 5 番の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 6 番の件を議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 番の が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	事務局長	事務局長より説明願います。
		（議案朗読により、説明）
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。

議 事 の 経 過 (R2.1.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 6 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 6 番の件は、可と決定いたします。
	議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題といたします。
	事務局長	事務局長より、説明願います。 （議案朗読により、説明）
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑はございませんでしょうか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。令和 2 年 第 1 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。